

植民地ナショナリストと総選挙

—— 独立前ビルマの場合 (1936/1947) ——

根 本 敬

Burmese Nationalists' Attitudes towards the General Elections of 1936 and 1947

NEMOTO, Kei

This paper deals with a comparison of Burmese nationalists' attitudes towards the general elections of 1936 and 1947. Both the elections were held during the British colonial period. The paper also includes analyses of the voting action of the people. The aim of the discussion is to look into deeply the actual condition of mutual understanding between the nationalists and the people. Although both the general elections were held under different political situations and systems, there existed a tendency that the people were prevented from expressing their will or hope fairly towards the nationalist candidates, while the nationalists were able to push their will or political reasons towards the people. Especially in the case of 1947 election, the election itself was held as a political ritual where the people had almost no choice but to recognize the legitimacy of Aun Hsân and his party Hpà-Hsà-Pà-Là (AFPFL). Since there was no contest at all in 49.5% of the total number of general constituencies, it seems the situation deprived more than 3.1 million constituents of the opportunity to choose any of the politicians, though the election was held as the first universal suffrage in Burmese history. This must have dissatisfied the population.

はじめに

I 1935年以前のビルマにおける総選挙

II 1936年総選挙の分析

(1) ビルマ統治法体制の特徴と有権者資格

(2) 選挙の質的側面

A 参加政党とその特徴

B 有権者に示された選択肢

C 各派運動の実態

(3) 選挙の量的側面

(4) 選挙結果

III 1947年総選挙の分析

(1) 日本軍による占領 (1942-1945) と英国の復帰

(2) 選挙実施までの経緯と有権者資格の激変

(3) 選挙の質的側面

A 参加政党とその特徴

B 選挙ボイコットを行った団体・指導者とその特徴

C 有権者に示された選択肢

D 各派運動の実態と投票当日の様子

(4) 選挙の量的側面

(5) 選挙結果

IV 比較とまとめ

(1) 植民地ナショナリストが目指したもの

(2) 民衆から見た両総選挙

はじめに

本稿の目的は、英国植民地下のビルマ¹⁾で実施された6回の総選挙のうち1936年と1947年に行われたものに着目して、植民地ナショナリスト達の総選挙への関わり方と有権者の投票行動の分析および比較を行い、両者相互のナショナリズムをめぐる意思疎通の実態を考察することにある。

ここで取り上げるふたつの総選挙のうち、1936年の総選挙とはビルマ統治法(The Government of Burma Act)の施行を翌年に控えた最初の下院総選挙のことで(結果的に最後の下院総選挙でもあった)、有権者資格の緩和によってそれまでの立法参事会議員選挙と比較し相対的に多くの人々が投票権を行使し得た選挙だった。一方、1947年の総選挙とは独立を目前にして実施された憲法制定議会選挙のことであり、ビルマ史上初の男女普通選挙として行われた。当時アウン・サン(Aun Hsán)を中心とする反ファシスト人民自由連盟(バサバラ)が独立後のビルマ政治の実権を担う勢いにあり、その正統性を国民に問うた形の総選挙として特色づけることができる。両選挙ともビルマ近・現代史では重要な意味を持った選挙であるが、資料上の困難もあって、これらを詳細に分析した研究は今までのところ見当たらない²⁾。

一般に総選挙は近代国家における行政ネッ

トワークが完成してはじめて実施が可能となる。植民地国家の場合も例外ではなく、総選挙は植民地という「新しい空間」内のネットワークができあがった状況下においてはじめて行われている。植民地当局にとって総選挙は何よりも「新しい空間」の「安定」と「発展」を内外に示す良い機会であった。さらに英領植民地の場合は本国が帝国主義的性格を弱め徐々に権限を新興の植民地ナショナリストに委譲しつつある姿勢を示す機会としても機能した。無論これは、第一次世界大戦後、世界的に帝国主義が批判され民族自決主義の主張が強まってくるなか、英国がインドやビルマなどの植民地内においてナショナリスト達の要求の高まりを抑え切れなくなったことと深く関連している。

一方、植民地ナショナリストにとっての総選挙とは、民衆の政治的動員を合法的に行うことが許される数少ない政治的儀式として理解され、票で表される民衆の「量的支持」を武器にしなが、彼ら植民地ナショナリスト(特定の諸個人・団体)の存在と力を植民地当局に認めさせる絶好の機会として機能したといえる。これは同時に、都市部出身者によってほぼ占められていた植民地ナショナリスト達が、自分たちの権力基盤を植民地議会内および政府内においてより強固にするため、都市住民はもとより農村に住む人々との有機的接点を作り出す場として選挙運動を存分に

1) 「ミャンマー」でなく「ビルマ」という呼称を用いる理由については〔根本 1991b〕を参照のこと。

2) 資料上の困難とは、1936年総選挙についてはその後の大戦において公式資料が焼失してしまったことを意味している。また47年総選挙の場合は公式資料がインド省図書館に残されているものの、部分的に不備が見られることを意味する。

本稿では、1936年総選挙の分析においては当時下院のインド人選挙区選出議員だった G. Singh がまとめた英文による詳細な議会ハンドブック〔Singh 1940〕を中心に、その他ビルマ国防省歴史研究院(Defence Services Historical Research Institute; DSHRI)に所蔵されているビルマ語資料3点(選挙運動において配布された各候補者の選挙ビラ、タキン・ミャ候補が両親に宛てて書いた選挙状況を説明した手紙、ラングーン大学で行われた学生連盟主催の選挙討論会を報道した新聞記事)、および当時のビルマ語社会評論雑誌『ディードウ』、ならびに在野の歴史家 Sàgàin Han Tin が編集した私家版現代史資料集〔Han Tin vol. 6 n.d.〕を基本的に活用する。また47年総選挙の分析においては、インド省図書館(India Office Library)所蔵資料を中心に活用し、合わせて二次資料を参照するつもりである。詳細は参考文献一覧に明示してある。

活用したことも意味している。

本稿における考察では、はじめに1935年以前のビルマにおける4回の総選挙（立法参事会議員選挙）の概略をごく簡潔に示し、続いて1936年と1947年の両総選挙を質的・量的側面から詳細に分析することにした。そのうえで両者の比較考察を試み、植民地ナショナリストが総選挙を通じて目指したものとそれに対する民衆の反応についてまとめ、両者相互の意思疎通の実態を見ることにする。ここで言う選挙の質的側面とは、有権者から見た場合の選択肢の幅（すなわち政党・候補者の多様性）、選挙運動の実態（配布されたビラの内容など）、選挙ポイコット派の存在の有無などを意味する。また選挙の量的側面とは、選挙区の設定のされ方、定数、有権者総数、投票方法、投票総数および投票率など主として数字で示すことのできる側面を意味する。両方に関連するものとして、選挙結果は無論のこと、無投票で当選した議員の比率、立候補取り下げ数などにも留意するつもりである。具体的考察対象はビルマ人選挙区³⁾に限定し、カレン人 (Karen) やインド人 (Indian)、中国人 (Chinese)、ならびにユーラシアン (Anglo-Burman) に割り当てられた選挙区については必要最小限に触れる程度とする。

なお、本稿で用いるビルマにおける「植民地ナショナリスト」とは、第一次世界大戦を境にその存在が明確化してきた都市部および

その周辺に住む中間層（具体的には公務員・教師・商人・弁護士・地主・自作農とその子弟）出身の主として高校中退以上（8年生修了以上）の人間で、1920年代以降ナショナリズム運動と積極的に関わった人々のことを意味する。よってサヤー・サン (Hsàya San) やウー・オウッタマ (Û Ou' htàmà) などの農民運動指導者や僧侶政治家（政治運動に積極的に関わった僧侶）は原則として含まない。

I 1935年以前のビルマにおける総選挙

最初の総選挙がビルマで実施されたのは1922年である。それは三度にわたる英緬戦争を経て1886年にビルマ全土が英領インド帝国の一州と化してから36年後のことであった。

第一次世界大戦後のインドにおける自治の前進と歩調を合わせて1923年からビルマへも両頭制 (Dyarchy)⁴⁾ が導入されることが決定されると、その前年の1922年に第1回立法参事会議員選挙が実施された（同制度の導入と共に県および市レベルの評議会議員選挙も実施されるようになる）。この記念すべき第1回総選挙はしかし、植民地ナショナリスト達のあいだに両頭制そのものの評価の違いに基づく選挙自体への参加の是非をめぐる対立をもたらした。その結果、彼らが2年前の1920年に仏教青年会 (YMBA)⁵⁾ を核にして結成した全ビルマ団体総評議会 (GCBA)⁶⁾ は早く

3) ビルマ人選挙区についての説明は本稿II-(3)を見よ。

4) 植民地下に住む土着の人々が部分的に立法と行政に参加できる制度のこと。ビルマの場合、インド総督によって任命されるビルマ州正知事 (英人) の下に、制限選挙で選ばれた立法参事会が立法府として、また行政府として2名のビルマ人大臣および正知事を補佐する行政参事会などが設置された。政府機能は基本的に ①ビルマ州正知事が管轄する保留事項部門、②ビルマ人の大臣が管轄する移管事項部門（教育行政や農林行政など）、③インド総督が直轄する中央事項部門（防衛・外交など）の三つの部類に分けられた。

5) 1906年にラングーンにおいて結成された団体。YMBA は英語名称 Young Men's Buddhist Association の略だが、ビルマ語の正式名称は Bou' dābadha Kālyanayūwā Athīn である。第一次世界大戦を境に仏教復興をめざす文化団体から、植民地ナショナリスト達が活躍する民族団体に姿を変えていた。

6) GCBA は英語名称 General Council of the Burmese Associations の略である。ビルマ語の正式名称は Myanmar Tainyindhā Athīnmyā à Athīnhyou' という。

も深刻な分裂を経験することになる。その後1925年・1928年にそれぞれ第2回・3回の立法参事会選挙がおこなわれるが、そのたびに両頭制そのものが議論となり、選挙への参加・不参加をめぐるGCBA内で対立と分裂が繰り返され、運動体としての力量を弱体化させていった⁷⁾。

しかし、1932年に第4回目の総選挙を迎えると、ナショナリスト達の主要関心は両頭制の当否をめぐる対立よりもビルマの英領インドからの分離の是非をめぐる議論に移り⁸⁾、そのためGCBA各派の再編成が行われて、最終的にGCBA系の主要メンバーの多くが分離賛成派と反対派に分かれて選挙に参加することになった。この選挙では英国がインドにだけ自治領の地位を与えビルマを永久に植民地化するのではないかという疑心を表明した分離反対派が勝利を収めた。だが、そのこととは関係なく、インドからの分離は英国の企図通りに進み、1937年4月、ビルマは新しい「ビルマ統治法」の下で英国の直轄植民地となった。これに伴い、本国ではインド省(Office of the Secretary of State for India)から分かれたビルマ省(Office of the Secretary of State for Burma)が統治の責任を担うことになった(もっとも大臣と政務次官はそれぞれ最後までインド省との兼任で、事務次官も一時期を除いて同省との兼務であった)。

これら4回の総選挙はすべて制限選挙の形で実施され、投票者総数は徐々に増えていったものの、有権者総数は第4回総選挙の段階でも男子約195万6000人・女子約12万4000人の計約208万人で、当時の全人口の16.9%を占めたに過ぎなかった〔Christian 1945; 90-

91〕。またこの間、1930-32年には下ビルマで大規模な農民反乱(いわゆるサヤー・サン反乱)が発生し、植民地ビルマという「新しい空間」の成立についてゆけなかった農民達が、選挙権自体も十分に与えられず、恐慌による米価の下落で最低限の生活水準をも否定されるなか、原始的な武器を手にして体制への不満を直接的に表明している。植民地ナショナリスト達がこうした農民の窮状や思いに対して効果的な対応をしていなかったことは明白である。その後この反乱で捕らえられたサヤー・サンや農民らを裁判で弁護することによって名前を売り、32年の第4回総選挙やその後の補選で当選した植民地ナショナリストが出てくるが、それは農民たちにとって皮肉なことであった⁹⁾。

II 1936年総選挙の分析

(1) ビルマ統治法体制の特徴と有権者資格

ビルマをインドから分離する方針が確定し、1935年に「ビルマ統治法」が公布されると、同法施行の1937年4月を前に、1936年11月、新しい下院議員を選ぶための総選挙が実施されることになった。この選挙の分析に入る前に、まず新しい統治体制についてその概略を述べてみたい。

「ビルマ統治法」による新体制では、それまでインド総督によって任命されてきた「英領インド帝国ビルマ州」の正知事が変わって、英国王に任命される「直轄植民地ビルマ」の総督が立法・行政・司法の頂点に立つことになった。その下で立法府である上下両院が設けられ、それぞれが制限つきで法案提出権を

7) 大きな分裂が二度あり、その結果20年代終わりまでに五つの主要分派組織が乱立する状態になった。その後さらに四分五裂してゆく。

8) 1930年に英国サイモン委員会(Simon Commission)から出された勧告にしたがって英政府はビルマをインドから分離して別個の直轄植民地とすることを決意していた。英国にとってこれはビルマに対する段階的自治権付与の一環としてとらえられていた。

9) こうした形で出てきた植民地ナショナリストの代表格としては、本文でのちに触れるバ・モオとウー・ソオの二人をあげることができる。

有することが認められた。行政府においては両頭制時代よりも大臣の数が4倍程度に増え、また権限の及ぶ範囲もはるかに広がり、総督によって下院議員の中から指名された首相が8~9名程度の大臣から成る内閣を組閣し、下院に責任を負う責任内閣として政庁各局の行政に影響力を行使することになった。内閣の権限の全く及ばない部門は外交と防衛にほぼ限られることになり、それまで教育や農林分野を除いては事実上総勢150人程度のインド高等文官 (ICS) によって独占されてきたビルマ政庁の行政分野、とりわけ内務・司法・財政・通産の分野に、ビルマ人植民地ナショナリストが大臣として足を大きく踏み入れることが可能となったのである¹⁰⁾。もちろん、非常事態においては総督が全権を行使できることになっていたので、ビルマの植民地としての性格ははっきり残っていたが、英連邦内の自治領 (Dominions) を除いて、この「ビルマ統治法」下のビルマほど大きな自治を許された植民地は稀であった。

このため、1936年の総選挙には植民地ナショナリスト達がそれまでの選挙とは異なっており、きわめて大きな力を入れることになり、当選して議会に入り大臣職を射止めることで自らの権力基盤を強固にし、かつ最終的にビルマの自治領化 (そして独立) を目指すべく活動しようと試みた。GCBA系の政治家は再び大規模な党派の組み直しを行い、一方、1930年にGCBA系の政治家を全面的に批判する

格好で登場した若い世代から構成されるドバマー・アスィーアヨウン (Dòubàma Asìyâyōun; 我らのビルマ協会) のメンバー (タキン党員) も¹¹⁾、新党を結成して選挙に加わった。ただ、後に詳述する様に彼らだけは「ビルマ統治法体制」を内部から崩壊させると称して、大臣職への就任拒否を選挙戦で訴えた。

有権者資格もさらに緩和された。普通選挙にはほど遠かったものの、有権者名簿搭載者数は1932年総選挙時の約208万人から約260万人台 (全人口の約20%強) にまで増えた [IORM/4/2604 および Christian 1945; 90]。男子の資格条件は原則として所得税、人頭税、住民税などの定められた諸税のいずれかを納入した成人とされ、その他退役軍人や定年退職した公務員などはほぼ自動的に資格を有した。女子の場合は初等学校終了程度 (4年生修了程度) の教育水準の証明が求められた [Christian 1945; 90]。

(2) 選挙の質的側面

A 参加政党とその特徴

つづいて、この総選挙の質的側面に関して、参加政党とその特徴から論じてゆきたい。1936年総選挙に参加した政党は、大きく3つのカテゴリーに分けることができる。最初のカテゴリーはGCBA系の政治家達が新たに組み直した政党群である五派連合 (Ngà Hpwin Hsain) と貧民ウンターヌ結社 (Hsinyêdhâ Wunthanù Ahpwè), およびフライン・ミャッ

10) これと並行して、20年代より英国はビルマ人 ICS (Indian Civil Service) の採用に本格的に乗り出し、その後彼らを県知事や政庁各局の重要ポストに就かせ始める。この傾向は30年代半ばより一層顕著となり、1937年からは名称もビルマ高等文官 (Burma Civil Service) に変わり、同年末にはビルマにおける ICS (BCS) 総勢146人中、43人 (29.4%) がビルマ人によって占められるようになった [IORM/4/1398]。したがってビルマ人の大臣の下に同じビルマ人の高等文官がつくという現象も増え始めた。両者の相互関係、とりわけナショナリズムの認識をめぐる相違や類似点については、いずれ別の機会に論じるつもりである。

11) 「タキン」はビルマ語で「主人」を意味する。「我らのビルマ協会」のメンバーはお互いの名前の前にこの「タキン」をつけて呼び合ったので、一般にタキン党 (メンバーについては単にタキン) と呼ばれるようになった。「タキン」を使用した動機としては「我々がビルマの主人なのであって、英国や彼らに従う連中が主人なのではない」という強い民族的主張の存在を指摘できる。詳細は [根本 1990] を参照のこと。

・ポオ結社 (Hlain Mya' Po Ahpwè) の3党である。彼らは基本的に大臣職を目指し、自らの権力の基盤強化を図った。第二のカテゴリーは当選しても大臣職には就かないことでビルマ統治法体制を内部から倒そうと訴えた政党で、タキン党が選挙用に結成した新党コウミン・コウチーン結社 (Kòumîn-kòuhkyîn Ahpwè) がそれにあたる。彼らは選挙運動において GCBA 系の3政党と激しく対立することになった。第三のカテゴリーは穏健社会主義者や僧侶政治家、農民運動指導者などによって作られた小政党で、代表者こそ著名であったものの候補者を多数たてず運動も小規模に展開した。このほか、いずれの政党にも属さず、もしくは属していたとしても選挙区での立候補指名争いから敗れたために、無所属で立候補した候補者も数多くいた。

参加政党名一覧は表1のとおりである。以下、各政党ごとの特徴を見てゆくことにする。まず最大の候補者数を擁した五派連合であるが、この団体は旧 GCBA 系の人民結社 (Pyidhu-pyidhâ Ahpwè), ビルマ独立結社 (Myanmapyi Lwu' la' yêi Ahpwè), イェイ・ウー僧正指導中央 GCBA (Yêi Ū Hsâyado kyîhmû thò Bâhou gyi-si-bi-ei), ストライキ派 GCBA (Thâbei' gyi-si-bi-ei) およびマンダレイ21人結社 (Mandalêi Hna' hsèti' ū Ahpwè) の5団体が選挙用に急いで組んで作った政党である。政策などに関する特別な統一見解は発表することなく、党の代表者すら選ぶことができず、選挙区では調整に失敗して候補者を乱立させるなど、統一性に欠ける団体であった¹²⁾。選挙の結果、比較第一党になったものの、内部の権力争いから組閣することができず、結局政権を取れないまま38年以降分裂してゆくことになる。

次に貧民ウンターヌ結社であるが、この政党は先述したビルマ農民反乱の際、指導者のひとりだったサー・サンを裁判で弁護して

表1 1936年下院総選挙 参加政党

カテゴリー	党・結社名*
1	五派連合 貧民ウンターヌ結社 フライン・ミャッ・ポオ結社
2	コウミン・コウチーン結社
3	貧民奉仕結社 テッ・パン・ビルマ統一結社 ターダナ・マーマカ 農民結社 ゴールデン・ヴァレイ党 中央党

* 各団体のビルマ語ローマ字表記については本文を参照のこと

出典: Dîdou' Mâgâzin 1936年11月21・28日号および Bâ Hkain 1937 よりまとめる

名を売り、1932年の総選挙で当選、その後両頭制下で教育大臣を経験したバ・モオ (Bâ Mo) が1936年につくった団体である。社会主義の影響を受けた「貧民思想」(Hsinyêdhâ Wadâ) を綱領とし、大臣職への就任を目指しつつも、一応「ビルマ統治法体制反対」を消極的に掲げた。「貧民思想」の内容については本節Cで触れることにしたい。

GCBA 系のもうひとつの再編政党であるフライン・ミャッ・ポオ結社は、GCBA の運動の中で主要な位置を占めた3人の指導者チッ・フライン (Hkyi' Hlain), ミャッ・ター・ドゥン (Mya' Tha Dwun), およびポオ・トゥン (Po Htwûn) が選挙を前にして組んだ集団である。チッ・フラインが党首となったものの、3人の名前の一部をとって結社の名前としたことから推察されるように、五派連合と同じように政策的・思想的統一性に欠け、政党というよりも派閥集団のようなものであった。いくつかの選挙区では候補者の一本化調整に失敗している [DR2548]。一方で、もともとバ・モオと組もうとしたチッ・フライン党首の意向が強く働いたこともあって、貧

12) 定数1に対し3人もの公認候補を出した選挙区すら見られる (ヘンザダ県中央選挙区)。

民ウンターヌ結社と共闘し当選第一主義をとった選挙区もある。ただしその際は候補者を無所属扱いとした〔DR4681〕。この集団も消極的ながらビルマ統治法体制に反対の姿勢をとり、より徹底した改革の必要性を唱えたが、大臣職への就任拒否の是非については触れなかった。

第二のカテゴリーに属するコウミン・コウチン結社は、それまで1930年の結成以来選挙への参加を本気には考えず、基本的に議会（立法参事会および地方の評議会）の外側で反英闘争を進めてきたドバマー・アソーアヨウン（タキン党）が、36年に総選挙での当選を目指して結成した新党である¹³⁾。彼らは「コウミン・コウチン思想」という独自の綱領を掲げ、大臣職への就任を全当選議員が拒否することで新統治法体制を内部から崩壊させる（麻痺させる）ことができると訴え、精力的な運動を展開した〔根本 1990; 437-442〕。

第三のカテゴリーに属するその他の小政党については、ごく簡単に触れてみることにする。まず貧民奉仕結社（Hsînyêdhâ Ahkyôuhsaun Ahpwè）であるが、この政党は著名な社会派雑誌『ディードウッ』（Dîdou'）の編集・発行者であったディードウッ・ウー・バ・チョウ（Dîdou' Û Bà Hkyou）が結成した党で、別称フェビアン党といい、「貧民奉仕思想」（Hsînyêdhâ Ahkyôuhsaun Wadâ）という、彼なりの「社会主義」のビルマ語訳に基づく党の綱領を準備した〔Han Tin n.d.; 頁記載なし¹⁴⁾〕。テッ・パン・ビルマ統一結社（The' Pan Myanma Nyinywu' yêi Ahpwè）は、上ビルマの僧侶政治家テッ・パン（The' Pân）の率いる団体であるが、詳細は不明である。ター

ダナ・マーマカ（Thadhanâ Mamakâ）は青年僧侶らによる団体で、この選挙以外でも、さまざまな反英大衆行動などに積極的にかかわっている¹⁵⁾。農民結社（Ledhâmâ Ahpwè）については資料が見当たらないため詳細は不明である。ゴールデン・ヴァレイ党（Golden Valley Party; Shwei-taun-kya Ahpwè）は J.A. マウン・ヂー（J.A. Maun Gyî）が20年代より率いた団体で、親英的度合いが強いとみなされてきた。この政党は正確に言えば GGBA 系の流れを汲むので第一のカテゴリーに含むべきかもしれないが、GCBA の主流から最初期に分裂して22年の第1回総選挙より選挙に参加した一派であり、かつ30年代以降ほとんど影響力を失っていたので、ここでは第三のカテゴリーに入れることにした。最後の中央党（Bâhou Pati）についてはまったく資料が見当たらず、詳しいことはわからない。

B 有権者に示された選択肢

次にこの選挙において植民地ナショナルリスト達が有権者に対して示した選択肢を、「ビルマ統治法体制（新体制）をめぐる是非」と、「思想・運動論・政治的背景の違い」の二つの観点に分けて論じてみたい。

この選挙の最大のテーマであった37年4月から施行される「ビルマ統治法体制に対してどのような態度をとるか」については、「支持」、「消極的支持」、「消極的不支持」、「不支持・大臣職就任拒否」の4種の選択肢が示されたといって良い。まず、この体制を「支持」したのはゴールデン・ヴァレイ党のみだっただと思われる。資料がみつからないので断定はできないのだが、同党の指導者 J.A. マウン・ヂーのそれまでの英国に対する態度などが

13) この経緯については〔根本 1990〕を参照のこと。

14) 「社会主義」のビルマ語訳の試みはいくつかなされているが、いずれも定着せず、最後は英語発音にしたがったソウシェリッ（hsousheli'）におちついた経緯がある。詳しくは〔根本 1990〕に論じられている。

15) ターダナ・マーマカはこのあとビルマ暦1300年事件（1938-39）の際、上ビルマを中心に活発に活動を展開している。

ら推測が可能である。つづいて「消極的支持」であるが、これに含まれるのは五派連合で、統一政策や見解を出していないものの、同党が大臣職をねらった人々による集団であったこと、また候補者の選挙ビラを確認しても新体制を批判する姿勢を示していないことから〔DR4681〕、本音はともかく、表向きは消極的に新しい統治法体制を受け入れようとする姿勢があったとみなせる。ただ、候補者によっては新体制に批判的だった人物もいたと想像される。

一方、「消極的不支持」の姿勢を示したのは、貧民ウンターヌ結社と、フライン・ミャッ・ポオ結社の2党である。彼らの出した選挙ビラ等には、新体制への不満が書かれるか、新体制をよりビルマ人のためになる体制に改革してゆく必要があり、だからこそ自分たちが議会に入らなければならない旨記されている〔DR4681〕。また、貧民ウンターヌ結社の代表バ・モオは、1936年9月に行われたラングーン大学学生同盟主催の討論会で、学生達や他の論客によって新体制への批判が表明されるなか、兄のバ・ハン（Bà Han）と共に、新しい体制下で組閣してビルマ人の内閣を持つことはビルマ人が独立を目指すにあたって「刀」を手に入れるのと同じ効果があるとし、新体制に不満ではあるがそれを利用しない手はないとする姿勢を示した〔DR373〕。

最後の「不支持・大臣職就任拒否」の選択肢を有権者に対して明確に示したのは、ビルマ統治法体制に対し鮮明にノーを表明したコウミン・コウチン結社である。彼らはこの体制を内部から崩壊させるとして、当選後の大臣職就任を拒否したのみならず、大臣職拒否を明言しない他の候補者を徹底的に攻撃した。

他方、諸政党が有権者に対し「思想・運動論・政治的背景」の観点から示した選択肢を見た場合、「社会主義もしくはそれに類する思想」を明示した政党と、「サンガ（仏教僧団）や特定の僧侶政治家との直接の関係を重視」した政党の二種類しかなかったと判断できる。前者には貧民ウンターヌ結社と貧民奉仕結社の2党が分類されるが、タキン党のつくったコウミン・コウチン結社は、当時まだタキン党内の社会主義受容が明確化していないため、この中に入れることはできない¹⁶⁾。一方、後者については、テッ・パン・ビルマ統一結社が僧侶政治家との直接の関係を明示している。このほかの政党は「思想・運動論・政治的背景」をはっきり示したとは言いにくい。ただ、すぐあとで触れるように、ほとんどすべての候補者が党派を問わず、選挙運動の際に地元選挙区のサンガや僧侶との関係の強さを強調していた点には注目する必要があるだろう。

なお、特に強調しておかなければならないことは、この選挙においては選挙ボイコットを主張する勢力が存在しなかったということである。第3回総選挙までは両頭制に対する批判から選挙ボイコット派が相当数存在し、インドからの分離の是非を問うた1932年の第4回総選挙においても少数存在したのだが、1936年総選挙では全員が、雪崩を打つようにして議会の椅子を目指した。よって、新体制への批判をボイコットで表明する植民地ナショナリストは登場せず、逆にその点を著名な風刺漫画家バ・ガレイ（Bà Galèi）に新聞マンガで痛烈に冷やかされることになった¹⁷⁾。

以上述べてきたことを簡潔に整理したのが表2である。

16) タキン党の社会主義受容過程に関しては〔根本1990〕に詳しい。

17) それまで議会に入ることは英国に対する妥協だと言って選挙のボイコットを声高に言ってきたナショナリストまでが、36年の総選挙になると議会めがけて殺到する滑稽さを描いた彼のマンガが、1936年9月24日付のトゥリヤ新聞に見られる。

表2 1936年下院総選挙 有権者に示された選択肢

ビルマ統治法に対する姿勢	
支持	ゴールデン・ヴァレイ党？
消極的支持	五派連合*
消極的不支持	貧民ウンターズ結社 フライン・ミャッ・ポオ結社 貧民奉仕結社
不支持・大臣職拒否	コウミン・コウチン結社
思想・運動論・政治的背景	
社会主義	貧民ウンターズ結社 貧民奉仕結社
サンガ・特定僧侶直結 選挙ボイコット	テッ・パン・ビルマ統一結社 なし

* 候補によっては消極的不支持だった可能性もあり

C 各派運動の実態

ところで、実際の選挙運動ではどのような呼びかけが有権者に対してなされ、また党や候補者である自分に注目してもらうためどのような価値が強調されたのであろうか。ここではおもにビルマ国防省歴史研究院に所蔵されている当時の選挙ビラを活用して¹⁸⁾、それらの点について考察してみたい。ただ、これらのビラ（一部パンフレット）は上ビルマの一部地域で出回ったものが恣意的に残されているに過ぎないため、資料価値として限界があることをはじめに断っておきたい。

それでも選挙ビラを見て共通して言えることは、第一に候補者たちが党派を問わず仏教の文脈やサンガの権威を活用していることである。たとえばコウミン・コウチン結社の候補としてバコウクー県南選挙区から出馬して当選したタキン・アン・チー (Thàhkin An Kyi) は自分のビラに次のように記している（下線部は原文太字）。

投票を誤ると仏教が大切に扱われない事

態になりかねない。従って、仏教に迫り来る危険から（それを）守ろうとする候補者にのみ投票すべきである。私はバコウクー市の仏教僧団の教えにしたがって、必ずやすぐに仏教を正しい形で守るべく努力する人物である [DR4681 選挙ビラ Thàhkin An Kyi 1936 カッコ内引用者]。

また、同じ選挙区でフライン・ミャッ・ポオ結社から出馬して落選したウー・ボウ・カウッ (Ū Bôu Kau') もビラに次のように書いている（下線部は原文太字）。

ウー・ボウ・カウッは仏教の戒 (thilā) と定 (thāmadī) に満ちあふれており、信用できる人物である [DR4681 選挙ビラ Ū Bôu Kau' 1936 カッコ内引用者]。

彼のビラの中には似たような表現が複数回登場する。他の候補者も、この事例ほどではないにせよ、自分の選挙区内の「サンガの教えを受けている」(thangā ôwada-hkan) ことを強調している。推薦人の中に地元の著名な僧侶が含まれている事例もある。

第二の特徴として、民族的英雄や著名なナショナリスト、および旧王朝の親族などを活用する候補者（党）が目立ったことも指摘できる。コウミン・コウチン結社公認でミンヂャン県西選挙区から出馬して落選したタキン・バ・ニェイン (Thàhkin Bà Nyein) は、自分の写真より大きく、左右にそれぞれ民族思想家のタキン・コウドオ・フマイン (Thàhkin Koudo Hmân) とコウンバウン朝最後の王ティーボオ (Thibo Mìn) の養子 (thàme' to) にあたるタキン・テイッティン・コウドオヂー (Thàhkin Htei' tin Koudogyi) の写真を掲げている [DR4681 選挙ビラ Thàhkin Bà Nyêin 1936]。また、フライン・

18) 同研究院には戦争公文書館 (War Library) があり、そこには主として抗日闘争期の資料のほかに、戦前のタキン党関係の資料を中心としたコレクションもあって、ここで扱う選挙ビラはそれらの中に含まれている。

ミャッ・ポオ結社と貧民ウンターヌ結社の共同推薦でパコウックー県西選挙区から立候補したウー・ボウ・テイン (Ū Bôu Thêin) の場合、自分の写真は載せず、名前も最後に小さく記すだけで、チッ・フラインの大きな写真と、バ・モオの中くらいの大きさの写真を目立つように掲載し、かつ両者の署名まで印刷している〔DR4681 選挙ビラ Ū Bôu Thêin 1936〕。前述のウー・ボウ・カウもビラの中で自分の党の代表チッ・フラインの名前とそのナショナリストとしての業績を強調している。

以上2点が各政党や候補者達の共通項であるとするならば、次に政党ごとの異質な点(相違)はどこに見られるだろうか。これについては3点ほど指摘できる。まず、五派連合に特徴的なこととして、統一政策や有権者にアピールするようなキーとなる「思想」がなかったため、候補者個人の資質をとりわけ学歴を強調しながら訴えた傾向がビラから読み取れる。パコウックー県南選挙区から立候補して落選しているマウン・バ・テイ (Maun Bà Htêi) のビラには、自らの学歴(文学士・法学士)と1920年の第1回ラングーン大学学生ストライキ参加以来の民族運動歴が詳細に記され、さらに次のように断定的な文章が目をはく。

私よりも学歴・能力(lôki àta' pinnya)がすぐれている人物が一人でもいたら、その人に投票することをお勧めする〔DR4681 選挙ビラ Maun Bà Htêi 1936 カッコ内引用者〕。

彼はまた、自分が革命や政治について最近になって語り出した「にわか民族主義者」ではない(ayêidopoun po yuè hkadohmi wunthanù nainnganyêi-dhâmâ màhou')ことも強調している。このように個人の資質・能力を重点的

に訴えて運動を進めたという点に五派連合の特徴を見ることができる。

一方、バ・モオ率いる貧民ウンターヌ結社は、先述したように社会主義の影響を受けた「貧民思想」を綱領にかかげ、選挙運動に臨んだ。この中で同党は、5か年計画と称し、貧民の諸権利の確保、税の軽減、義務教育の実施、農民の負債の調停、耕作権の確保、低利融資の実施などを明文化して有権者に訴えた〔Han Tin n.d.; 頁記載なし〕。特定のイデオロギーとはいえないまでも、ある種の「思想」と、おおまかな「政策」をセットで訴えたという点ではほとんど唯一の政党だったといえる。バ・モオ自身、当選後、最初の首相に指名されて組閣すると、農民の負債調停や低利融資にそれなりに力を入れ始める(もともと、実現前に内閣不信任決議によって39年2月首相職を辞めさせられた)。

コウミン・コウチーン結社はこの選挙で最も過激な運動を展開した政党として特徴的である。「コウミン・コウチーン思想」と「大臣職就任拒絶」を強調しつつ各候補者は徹底的に対立候補を罵倒した。タキン党がつくった党であるだけに、「ドバマー」(我らのビルマ)に対峙する「トゥード・バマー」(彼らのビルマ)という対立項をつくりあげ、対立候補らを「彼らのビルマ」の側に立つビルマ人とみなし、「(彼らは)我らの仏教を大切に扱わず、尊敬せず、評議会に出入りし、僧侶らを…支配しようとし、法律などをいろいろ利用して、賄賂を受け取り、人々にはいい顔をし…」と散々にこきおろした¹⁹⁾。また、マンガを利用して有権者に対立候補が皆「金まみれ」であることを訴えた。例えば、他政党の候補者達が、英人の船員が乗っている小舟から現金で魚(有権者)を釣ろうとしているのに、同党の候補者だけは離れた岩の上から「コウミン・コウチーン」と書かれた札

19) これは前出のタキン・アン・チー候補のビラに出てくる表現であるが、ほかの同党候補者のビラにも同様の表現が見られる。

表3 1936年下院総選挙 民族別議席配分の内訳

民族	議席数	選挙区数	下院定数に占める比率	管区ビルマ全人口に占める比率*
ビルマ人	95**	95**	71.97%	73.35%
カレン民族	12	12	9.10%	8.56%
インド人	13**	12**	9.85%	7.63%
中国人	1***	1***	0.76%	1.00%
ユーラシアン	2	1	1.51%	0.13%
ヨーロッパ系	9**	3**	6.81%	0.08%
総計	132	124	100.00%	90.75%

* 1931年センサスに基づく比率

** 職能代表区を含む

*** 職能代表区のみ

出典：Singh 1940 (pp. 326-367), および Census of India 1931 vol. XI Part II より算出してまとめる

で釣ろうとしている風刺マンガなどが配布された [Kòumîn-kòuhkyîn Tidaunhmù Sasù àhma' ti' 1936]。このほか、同党を支援する地方のサンガに依頼して、サンガ名で次のような一文の含まれた支援ビラを発行してもらったりもしている。

票には主人（タキン）の票と奴隷の票の2種類しかない。言い換えれば、仏の票か、でなければ無意味な票（すなわち）誤った票の2種類しかないのである [DR4681 ビラ Mulà Hanthawàdi siyinsù Thangà Ahpwèhkyou' 1936 カッコ内引用者]。

仏教の文脈やサンガの権威の活用は先述したように各政党・候補者にほぼ共通していた現象だったとはいえ、ここまでそれが強調された事例は数少なく、コウミン・コウチーソンの激しさを読み取ることができる。

(3) 選挙の量的側面

つづいて1936年総選挙の量的側面の分析に入りたい。表3に示したように、下院の総定

数は132とされ、選挙区の方は英領ビルマのシャン連合州、カチン・ヒル、ナガー・ヒルおよびチン・ヒルの各分離地域 (Excluded Areas) とカレンニーの土侯州 (Native States) を除いた全域、すなわち管区ビルマ (Ministerial Burma) の大半に計124区 (一般選挙区111, 職能代表区11, その他2) 設けられた。総定数の内訳では最多数の95議席がビルマ人²⁰⁾ に与えられ、残りの37議席はカレン民族 (12議席), インド人 (同13), 中国人 (同1), ユーラシアン (同2), ヨーロッパ系 (同9) にそれぞれ割り当てられた。管区ビルマの人口比から見て、ビルマ人がやや不利に扱われているのに対し、ヨーロッパ系の人々が著しく有利に議席を割り当てられていたことがわかる。

表4は選挙区の大枠別に選挙人名簿搭載者と同・対人口比単純名簿搭載率、および割り当てられた議席数を比較したものである。

選挙区の大枠では、まず一般選挙区全111の中に、県部選挙区 (General Rural) 89 (うちビルマ人選挙区77, カレン民族選挙区12), 都市部選挙区 (General Urban) 22 (うちビル

20) ここでいう「ビルマ人」とは、管区ビルマに住むインド人・カレン人・ヨーロッパ系住民・中国人を除く、土着の人々の総称である。無論その大半はビルマ民族 (ミャンマー) である。

表 4 1936年下院総選挙 選挙区大枠別選挙人名簿搭載者数および同単純搭載率（対人口比）

選挙区大枠	管区ビルマにおける人口	選挙人名簿搭載者数	同単純搭載率*	割当議席数
県部選挙区				
ビルマ人選挙区	10,476,646	2,236,987	21%	77
カレン民族選挙区	898,000	170,875	19%	12
都市部選挙区				
ビルマ人選挙区	769,034	85,165	11%	14
インド人選挙区	526,000	57,914	11%	8
ユーラシアン・ヨーロッパ系選挙区				
ユーラシアン選挙区	19,200	7,044	37%	2
ヨーロッパ系選挙区	11,651	4,310	37%	3
職能代表区				
油田労働者 ビルマ人代表区	—	5,725	—	1
同 インド人代表区	—	4,641	—	1
ラングーン・インド人労働者区	—	24,026	—	1
同 ビルマ人労働者区	—	6,473	—	1
ビルマ人 商工会議所代表区	—	31	—	1
インド人 商工会議所代表区	—	282	—	2
同 チェティア代表区	—	1,239	—	1
(欧) ビルマ商工会議所代表区	—	56	—	5
ラングーン貿易協会代表区	—	22	—	1
中国人 商工会議所代表区	—	123	—	1
ラングーン大学代表区	—	240	—	1

* 名簿搭載者数を管区ビルマにおける1931年現在のそれぞれの人口で割ったもの

出典：Singh 1940 (pp. 326-367), および Census of India 1931 vol. XI Part II より算出してまとめる

マ人選挙区14, インド人選挙区8)がそれぞれ設定された。これらはすべて定数1の小選挙区である。このほかに定数2のユーラシアン選挙区(The Anglo-Burman Constituency)と、定数3のヨーロッパ系選挙区(The European Constituency)が置かれた。これら計113の選挙区のほかに職能代表区として、油田労働者ビルマ人代表区(Oil-fields Non-Indian Labour Constituency), 同インド人代表区(Oil-fields Indian Labour Constituency), ラングーン・インド人労働者代表区(Rangoon Indian Labour Constituency), 同ビルマ人労働者代表区(Rangoon Non-Indian Labour Constituency), ビルマ人商工会議所代表区(Burmese

Chamber of Commerce Constituency), ビルマ在住インド人商工会議所代表区(Burma Indian Chamber of Commerce Constituency), インド人チェティア代表区(Nattukottai Chettyars' Association Constituency), (ヨーロッパ系)ビルマ商工会議所代表区(Burma Chamber of Commerce Constituency), (同)ラングーン貿易協会代表区(Rangoon Trades Association Constituency), 中国人商工会議所代表区(Chinese Chamber of Commerce Constituency), およびラングーン大学代表区(Rangoon University Constituency)の全11区, 総定数16が設定されている。表4から容易に読み取れるように、一般選挙区における

選挙人名簿搭載者数を未成年を含む全人口で割った単純名簿搭載率はいずれの選挙区も高くない。それでもユーラシアンとヨーロッパ系選挙区の相対の高さが目立つ。割当議席の有利な配分と合わせて、当時のビルマにおける彼らの発言力の相対的強さが象徴されていると言えよう。

次に、ビルマ人選挙区に限って投票総数、投票率および有権者数（名簿搭載者数）をまとめたのが表5である。投票率が一般選挙区でそれほど高くなく、職能代表区で高かったことがわかる。この表には示されていないが、都市部と農村部における投票率の差はほとんどなく、都市部全14選挙区の平均が57%、県部（農村部）全77選挙区の平均が53%であった。また絶対投票率（投票総数を成人の総人口で割ったもの）を推定してみると約27%となる。1931年の英領ビルマのセンサスから管区ビルマに住むビルマ人の男女20歳以上の人口が448万5578人であることが確認できるので〔Census of India 1931 vol. XI part II〕、これを仮に成人総人口とみなし、1936年総選挙におけるビルマ人選挙区の投票総数で割るとこの数字になるのである。無論その後の人口増加分を入れていないので正確さには欠けるが（入れようにもその後のセンサスは独立後まで存在しないので不可能である）、ほぼ成人3.7人に一人しか投票しなかった（もしくは投票できなかった）とみなすことができる。

ところで、ビルマ人に割り当てられた選挙区のうち一般選挙区91（すべて定数1）に注目すると、各選挙区における「1票の重さ」（選挙区間の人口格差）が大きく異なることに気づく。以下、〔Singh 1940; 341-367〕の中に記載されている各選挙区別の投票結果と有権者総数を参考にして、「1票の重さ」の違いを検討してみたい。

「1票の重さ」が最も「重い」選挙区は有権者総数わずか3675人のビルマ西海岸アラカンにあるアキャブ市選挙区で、一方最も「軽い」選挙区は4万5409人の有権者を抱えた上ビルマのザガイン県西選挙区であった。この両者の格差は実に12.4倍にもなり、かなりの不平等が選挙区を異にする有権者のあいだに存在したといつてよい。一方、都市部と農村部の「1票の重さ」の格差を比べてみると、都市部全14選挙区の1選挙区あたりの平均有権者数は6082人であり、県部全77選挙区の1選挙区あたりの平均有権者数2万9051人と比べると、その格差は4.8倍となり、都市部の有権者に有利な選挙区の設定であったことが窺える。ちなみに県部選挙区（農村部）の中における「重さ」の比較を試みると、1票が最も「重い」選挙区は有権者総数1万4269人の上ビルマ奥地のミッチナー県選挙区であり、一番「軽い」選挙区は先述のザガイン県西選挙区だったので、その格差は3.2倍であったことがわかる。

表5 1936年下院総選挙 ビルマ人選挙区投票総数・投票率および有権者（選挙人名簿搭載者）数

ビルマ人選挙区*	投票総数	投票率	有権者数
一般選挙区 (91)	1, 226, 350	53%	2, 322, 152
油田労働者区 (1)	4, 793	84%	5, 725
ラングーン労働者区 (1)	3, 954	61%	6, 473
商工会議所区 (1)	無投票	—	31
ラングーン大学区 (1)	200	83%	240
選挙区総数 (95)	1, 235, 297	53%	2, 334, 621

* カッコ内は選挙区数（各選挙区の定数はすべて1）

出典：Singh 1940 (pp. 341-367) より算出してまとめる

なお、定数1の小選挙区制が必然的にもたらず死票の多さを見ても、果たして有権者の意志がどの程度公平に選挙に反映されたか疑問が残る（実際、相対得票率20-30%台の当選者がかなり存在した）。

他に1936年総選挙において注目しておくべき点として、これは選挙の質的側面にも関係することだが、立候補取り下げ数がさほど多くなく、都市部6選挙区で6人、県部12選挙区で19人にとどまったことを指摘しておきたい。後に分析するように1947年総選挙になるとこの数が激増する。このほか、投票方法が投票札(token)を色別に示された候補者の箱に入れるやり方でおこなわれたということ、および投票所がほぼ人口1200人に1か所の割合で設置されたということも記しておく〔IORM/4/2605 Hlâ Shein 選挙報告 1947〕。

(4) 選挙結果

肝心の選挙結果であるが、ビルマ人選挙区については表6のようになった。立候補者数の欄に「以上」とあるのは、全候補者の所属政党のうち落選者については全員の所属を正確に確認することが資料的に困難なため、確認できた分だけ記したことを意味している。

五派連合は統一性に大きく欠けていたにも

表6 1936年下院総選挙 選挙結果一覧（ビルマ人選挙区のみ）

政党・結社	立候補者数	当選者数
五派連合	76以上	44*
貧民ウンターヌ結社	42以上	14
フライン・ミャップ・ボオ結社	40以上	13
コウミン・コウチーン結社	28	3
貧民奉仕結社	10	1
テップ・パン・ビルマ統一結社	3	1
無所属	73以上	19
その他	10以上	0

* カレン人選挙区およびインド人選挙区（職能代表）から当選した者2名を含めると46名
出典：Singh 1940 および Didou' Mâgâzin 1936年
11月21・28日号より算出してまとめる

かかわらず、何とか比較第一党の立場を確保した。だがⅡ-(2)-Aでも触れたように、同党は内部の不統一と権力抗争から組閣に失敗し、その結果、当時のコックレイン(A.D. Cochrane)ビルマ州正知事(37年4月よりビルマ総督)は、第二党になった貧民ウンターヌ結社の党首バ・モオに組閣を命令し、同結社と五派連合およびカレン民族の議員からなる連合政府ができあがることになった。バ・モオは記念すべき初代ビルマ人首相に就任したが、政権基盤は非常に弱く、彼は常に五派連合側の内閣入りできなかつた議員(ウー・ソオなど)から攻撃を受け続け、39年2月には全土で展開された反英ゼネスト(ビルマ暦1300年事件)の責任を負わされて内閣不信任決議を可決されてしまう。

一方、28人の候補者を出して激しい選挙運動を展開したコウミン・コウチーン結社は、わずか3人しか当選者を出すことができなかつた。次点で善戦した選挙区も下ビルマを中心に5区あったが、「大臣職拒否」や他候補らが「金まみれ」であるといった強い訴えは有権者に十分に届かなかつたと判断される〔根本 1990; 440〕。少なくとも、20年代からのGCBA系の植民地ナショナリスト達と競り合うほどの力量はこの選挙では発揮できなかったといつて良いだろう。同結社から当選した3名の議員はその後議会で「大臣職拒否」を主張し続けるものの、ほとんど効果なく、本体のタキン党の主要活動はその後も議会の「外」に中心が置かれた。

小政党からはテップ・パン・ビルマ統一結社と貧民奉仕結社だけがそれぞれひとりずつ当選者を出すにとどまった。一方、無所属からは17名の当選者が出ており、比較的善戦したといえる。彼らの場合、ほとんど個人の知名度と能力で選挙戦を闘わなければならなかつたと思われる。おそらく政党の方から(すなわち「上」の方から)割り振られた感じの強かつた他の候補者達よりも選挙区の住民と密接な関係を有していたものと想像される。

Ⅲ 1947年総選挙の分析

(1) 日本軍による占領（1942-1945）と英国の復帰

1937年4月から施行されたビルマ統治法体制はビルマ人による責任内閣を生み、その結果バ・モオ（1937年4月-1939年2月）、ウー・ブ（Ū Pū; 1939年2月-1940年9月）、そしてウー・ソオ（Ū Sō; 1940年9月-1942年1月）の3内閣があいついで成立した。

前述したようにバ・モオは貧民ウンターズ結社の党首であり、ウー・ブは五派連合の領袖のひとりで、ウー・ソオも同じく五派連合出身だが彼の場合1938年に別個にミョウチツ党（Myōuhkyi' Pati）を結成して離脱している。

この間1939年11月に、コックレイン総督は本国政府の合意に基づき「ビルマにおける憲政改革の本来的核心は自治領の獲得にあり…、（英政府）はビルマがコモンウェルスの他のメンバーと対等な地位を持つ自治領となる時が来ることを期待している」という宣言をビルマの人々に対して行っている〔IOR M/3/730〕。すなわち、英国はいつまでもビルマを直轄植民地にしておくつもりはないということ初めて公に示したわけである。だが、第二次世界大戦がすでに勃発しているなか、具体的な時期にまったく触れていないこの「自治領付与宣言」はビルマ人植民地ナショナリスト達の不評を買った。ウー・ブやウー・ソオは対英戦争協力問題を切り札に、戦後すぐの自治領化を求めて総督との話し合いを続ける。また上院も1940年2月に戦後の即時自治領化を求める決議を行っている〔ibid.〕。しかし、この総督の宣言の範囲を越えるような約束を英国側から引き出すことにはついに成功しなかった。

ふたりのうちでも、1940年9月に首相に就任したウー・ソオは、コックレイン総督がビ

ルマ統治法第43条に基づいて自ら立法したビルマ防衛法（The Defence of Burma Act）を最大限に利用し、戦争非協力を訴えるタキン党や彼らと組んだバ・モオらを弾圧し、自らの権力基盤を確固たるものにする一方、総督や英本国に対し戦争協力の姿勢を見せ、自治領の早期付与の環境を整えようとした。それでも時期に関する何らの約束も得られなかった彼は、41年10月から英本国を直接訪問してこの件での直談判を迫る。だがそれも不調に終わると、帰国途上の同年12月、真珠湾奇襲による太平洋戦争の開始で動揺した彼は、一転して秘密裏にリスボンの日本公使館と接触して日本の協力の下にビルマを独立させたい旨、相談を持ち込んだ。しかし、これは同公使館が本国外務省宛てに打った暗号電報を米国側に傍受・解読されたため、すぐに英側に知れるところとなり、ウー・ソオは捕えられて首相職から解任され、その後、戦後の1946年1月まで英領ウガンダのボンボに抑留されてしまった²¹⁾。

日本軍は1941年12月下旬からビルマ南部への空襲を開始すると、翌42年1月からタイ側より陸路でビルマへの侵入を開始した。このとき、よく知られているように日本軍の南機関によって極秘のうちに結成されたビルマ独立義勇軍（BIA; Burma Independence Army）が別ルートをとって共に入ってきた。同軍の主要メンバーの大半はタキン党員であり、そのリーダー格は1915年生まれで当時まだ26歳だったアウン・サン（Aun Hsân）だった。

日本軍による軍事支配はバ・モオを「国家代表」に置いた「独立」の期間を含めて約3年半続いた。この期間の最大の政治的変化は、タキン党のメンバーが政治の表舞台に台頭してきたことである。彼らは戦前のビルマの政界にあって世代的に一番若く、年長のGCBA系のナショナリスト達の行動様式に強く反発し、議会の中よりも外側において植

21) この経緯については〔根本1992〕を参照のこと。

民地権力との直接対決を試みてきた人々である。闘い方は激しかったが常に当局によって押え込まれてきた勢力でもあった。その彼らが日本占領期に急速に台頭した理由としては二点あげられる。第一は、日本軍が担ぎ出したバ・モオが、日本占領下の統治を円滑に進めるため、39年9月以降「自由ブロック」(Freedom Bloc) という反英連合組織を共に組んで来たタキン達の協力を得ようとして、彼らを政府の要職につけ、権力行使の場を与えたことである。これによって彼らは日本軍占領下という鉄の枠組みの中とはいえ、統治経験を積むことが可能となった。第二の理由としては、日本軍による占領(すなわち英支配体制の崩壊)という全く「新しい空間」の成立の中で、タキン達はその空間を最大限に利用して、国軍や地下組織を通じ自ら政治判断をおこないつつ力をつけていったことが指摘できる。これによって彼らは戦前のGCBA系のナショナリストに代わって何とか民族運動のリーダーシップをとれるまでに成長した。

タキン達はビルマ独立義勇軍から発展したビルマ国軍(正式にはビルマ国民軍: Burma National Army)と、地下組織のビルマ共産党(Bàma Kwunmyuni' Pati)ならびに人民革命党(Pyidhù Ayêidopoun Pati)を拠点にして、青年や農民の動員を試み、また日本軍が作った合法組織である東亜青年連盟(Ashèi Ashà Lungemyâ Athîn)やドバマー・スィンイエダー協会(Dòubàma Hsînyêdhâ Asîâyôun)といった大衆組織の中にも浸透して、より若い世代への影響力を強めていった。その後インパール作戦で日本軍の全面的敗北が明らかになると、1944年8月にはアウン・サンを議長とする反ファシスト人民自由連盟(パサパラ: Hpe' hsi' Tohlanyêi Pyidhù Lwu' la' yêi Ahpwè: Hpà-Hsà-Pà-Là)を密かに結成して、

日本軍への蜂起を具体的に計画するようになった。この間、共産党が在インドの連合軍(具体的には英特殊作戦局SOE下の136部隊)と地下で連絡を取り合い、一部地域では武器の支援を受けるまでに至っている²²⁾。

パサパラによる対日一斉蜂起は翌45年3月27日より開始され、国軍を中心に、彼らや共産党が動員した農民ゲリラ隊と共に、範囲や規模は限定的ではあったが、日本軍に対する遊撃戦中心の攻撃が展開された。5月以降は事実上連合軍と合流し、6月からは正式に連合軍の命令下に入って戦いを続けた〔根本1991a: 177-195〕。

連合軍は5月にラングーンを奪い返し、8月の日本軍降伏後、10月には軍政に終止符が打たれドーマン=スミス(R. Dorman-Smith)総督がインド西北部のシムラに置かれていた亡命ビルマ政庁と共にビルマ本土に復帰した。その結果英政府が同年5月に示していた『ビルマ白書』(White Paper on Burma)の方針に従った民政が開始されることになった。

同『白書』は戦後のビルマにおける自治領化への歩みの大枠を定めたもので、それによると民政復帰後、総督による3年間の直轄統治を経て戦前のビルマ統治法体制を復活させ、その後自治領化への準備を進めるという段取りが組まれていた。しかし、この方針は植民地ナショナリストからビルマの独立問題に対して後ろ向きの方針であるとみなされ、組織を大幅に拡大しつつあったパサパラは早速即時独立の実現を求めて反『白書』路線を追求しはじめる。

こうしたなか、英国は当初アウン・サンをはじめとするパサパラの力量とその正統性に疑問を抱き、表面上はあくまでも公平な態度を装ったものの、実態としては彼らを軽視し、シムラへ同行した数少ないビルマ人ナショナリストのポオ・トゥンやビルマ人ICSのテ

22) 日本占領期の平野部における抗日闘争全般についての詳細は〔根本1991a〕および〔根本1993〕を参照のこと。

ィン・トゥッ (Tin Htwu')²³⁾, その他バ・モオの系列を除く戦前の GCBA 系のナショナリストらを活用しようとした。また、アウン・サンに対抗させる目的もあって旧タキン党の中の反アウン・サンの立場に立つタキン・トゥン・オウッ (Thàhkin Htwún Ou') も一時期重用された。パサバラは自分たちが旧タキン党のメンバーだけから成るのではなく少数民族の代表や旧 GCBA 系の人間も含むビルマ・ナショナリズム全体を代表する勢力であることを強く訴えたが、当初の英国は彼らを数ある政治団体のひとつとしてしか扱おうとしなかった。同時に英国は対日協力者問題でも寛容の原則と諸政治勢力に対して公平を装う姿勢に基づいて協力者たちの「不忠」を不問に付した。そのため46年1月にはウガンダからウー・ソオまで呼び戻されることになった。ビルマ省側は彼のビルマ帰国後の扱いに関しては慎重な姿勢を見せたが、ドーマン=スミス総督はパサバラやアウン・サンに対する対抗勢力の要としてウー・ソオを個人的に利用しようとした²⁴⁾。

しかし、パサバラの力とアウン・サンの人気を抑え切ることが難しいことがわかり、かつドーマン=スミスが46年5月中旬以降、野心的で利己的なウー・ソオに愛想を尽かし逆にアウン・サンの人間的誠実さに魅かれはじめた頃から、英国は態度を徐々に変えはじめる。同年9月には新任のランス (H. Rance) 総督の下でパサバラのメンバーを行政参事会 (Executive Council) に定数の過半数招き入れ、彼らを重視する姿勢を見せた。この背後にはインド独立問題の激化に伴うインド植民地軍

のビルマへの展開が不可能になったこと、またこのままビルマの独立問題でもめつづけると共産党が実力行使に走りビルマで内乱が発生する可能性があったことなども影響していた。同年12月になるとアトリー (Attlee) 首相はランス総督の進言を受け入れ、ついに『白書』路線を変更して、ロンドンへ行政参事会メンバーを中心とするビルマ側代表団を招いて直接交渉することを決意する。それは事実上ビルマに対し、場合によってはコモンウェルス内の自治領ではなく早期の独立を付与することもやむなしとする決心を意味していた (その際の権力委譲の対象はアウン・サンとパサバラである)。翌年1月にはアウン・サンを議長とするビルマ側代表団がロンドンに到着し、独立問題に関する両者の直接交渉が開始された。両者の会合は計9回行われ、1月27日、一般に「アウン・サン=アトリー協定」(Aung San-Attlee Agreement) と呼ばれる相互協定が結ばれた²⁵⁾。

同協定は「独立付与」を明言しなかったものの、ビルマへの主権委譲準備を早めるにあたって様々な取り決めを定めていた。その中で最も重要な項目は、新憲法制定のための議会を設置すること、およびその議員を選ぶための総選挙の早期実施であった。これは諸政治勢力に対して公平な姿勢を有していることを最後まで装いたかった英国にとってとりわけ重要な項目で、アウン・サンとパサバラに権力を委譲することを決めた以上、彼らがビルマにおいて国民から圧倒的に支持されているという証拠を内外に (特に本国の議会に対し) 示す必要があった。無論パサバラにとっ

23) シムラに同行したビルマ人は非常に少なく、政治家ではここにあげたボオ・トゥンのほかトゥン・アウン・ヂョオ (Htwún Aun Gyo) の2名のみ、ICS ではティン・トゥッを含めて3名がいたにすぎなかった。
 24) この経緯についてはインド省所蔵資料の IOR M/4/2597 および同 M/5/101 に関連記録 (ビルマ省内の公私文書・総督との公信・その他) が残されている。
 25) 同協定の正式名称は “Conclusions reached in the Conversations between His Majesty’s Government and the Delegation from the Executive Council of the Governor of Burma, January 1947.” である。全文ならびに同協定調印までの詳細な経緯については [Tinker 1984: 378-382, 252-377] を参照のこと。

ても英側に自分達の支持基盤の絶大さを示す必要があり、こうして英国とパサパラ両者の政治的必要性から行われたのが1947年4月の総選挙（制憲議会選挙）であった。そこではアウン・サン=アトリー協定の是非と、アウン・サンの指導者としての承認が最大テーマとして争われることになった。

(2) 選挙実施までの経緯と有権者資格の激変

同選挙の分析に入る前に、有権者資格の大きな変化を含めた選挙実施までのいきさつを、当時、選挙担当コミッショナーとして詳細な報告書を残したビルマ人 ICS のフラ・シェイン (Hla Shein) の記録を基にしながらいきたい〔以下この節はすべて IOR M/4/2605 Hla Shein 選挙報告 1947 に基づく〕。

『ビルマ白書』に従えば3年間の総督直轄支配の後にビルマ統治法体制に戻り、下院総選挙が実施される予定であったため、政庁の選挙担当官らは最初、比較的時間をかけて有権者名簿の作成やその他の選挙の準備にあたらうとした。だが、日本軍の侵略によって租税台帳や土地台帳は喪失し、また36年総選挙の公式記録すら消失してしまったため、準備は遅々として進まなかった。その間、1946年に英本国政府はビルマで今後実施される選挙は21歳以上の男女による普通選挙にすべきである旨決定を下し、そのため同年8月からビルマ政庁では選挙関係法の改正と共に、有権者名簿の作成のスピードアップが求められることになった。

当局は有権者総数の推定を出すにあたってはやむなく1931年センサスを用い、21歳以上の男女人口の総数をその後の人口増加も考慮して約700万人とみなした。各県の県知事 (Deputy Commissioners) にその県の有権者名簿作成業務が課せられたが、政情不安からアキャブ、チャウピュー、ミャウンミャ、チャーボンなどの地域では赤旗共産党(後述)の妨害にあい、また配給台帳に基づいて名簿づくりを進めたラングーンでは何者かによ

てその肝心の台帳が3万5000人分も盗まれるという事件がおきるなど、様々な苦難に直面した。こうして有権者名簿の作成が終わりに近づいた頃、前節で述べたようなアウン・サン=アトリー協定の調印を頂点とした急激な政治的展開があり、1947年4月中旬の水祭の直前までに憲法制定議会議員選挙を実施しなければならぬことになった。そればかりか、この選挙では選挙区の大枠を改編することになり、ヨーロッパ系選挙区、インド人選挙区および全ての職能代表区の廃止が決まると共に、各選挙区の定数も1から一律2に変えられることになった(ただしシューラシアン選挙区だけは定数4)。よって、選挙直前の47年2月に入って、選挙に関する新法の作成がなされ、またそれまでに作成した有権者名簿の中からヨーロッパ系およびインド人有権者をとり除く作業が各県知事に伝えられ、大慌てでその作業が行われた。

このほか、投票所については警備や予算との関係から36年総選挙時のように1200人に1か所の割合ではなく、推定有権者総数700万人推定投票率最大60%とみなして、2000人に1か所の割合で設置することになった。投票箱は3500個つくられることになり、それらは前回総選挙時の3倍以上にあたる700万本の投票札 (tokens) の作製と共に刑務所へ秘密裏に発注された。なお、この投票札の数については、アウン・サン=アトリー協定調印後にひとり2票制が採用されることになったため、土壇場になって倍増させなければならなくなり、急いで追加分をインドの印刷工場に発注した。だが、担当者がインドに着いた後おたふく風邪にかかって動けなくなるというハプニングが生じたため、窮余の策として既にできあがっていた投票札を半分に分けて何とか倍の1400万本を用意した。

選挙妨害があらゆるところで予想されたため、選挙担当官はできあがった投票箱や投票札、および投票所設置のための資材や人員の各県への輸送にも非常な神経を使った。アラ

カンやテナセリム地方への輸送には海軍の護衛までつけ、投票札の各県への輸送においては一部の新聞が「投票札はインドで印刷されている」という時期はずれの誤報を流したことを最大限に利用して、その間にそれぞれの県知事と暗号で打ち合わせて鉄道で運んだ。また、選挙が近づくに従って、投票当日に投票箱に入れられた投票札に硫酸をかけて破損する妨害工作が出現する可能性が示唆されたために、あわてて各投票所に硫酸を中和するための石灰水を用意するなどの騒ぎもあった。1947年の総選挙の実施にあたってはこうした実務上の苦勞が数多くあったのである。

(3) 選挙の質的側面

A 参加政党とその特徴

戦前とすっかり政治的様相を異にしたなか、この選挙に参加した政党は表 7-A に示したとおり、わずか 2 党にすぎない。

反ファシスト人民自由連盟 (パサパラ) は、先述したように 44 年 8 月に結成されたタキン達を中心とする抗日統一団として出発した団体で、日本軍敗退後、翌 46 年 10 月までにその中から共産党勢力が抜け、結果的に人民革命党の改名政党である社会党 (Hsousheli' Pati) を中心とする連合になっていた。指導者はアウン・サンであるが、彼自身は社会党員ではなかった。少数民族代表勢力も複数入っていた。このほか、勝ち馬に乗るような形で旧 GCBA 系のナショナリストも一部加わっていた (バ・ペイ Bà Pei など)。また例外としてビルマ人 ICS ティン・トゥッが選挙直前に入党している。パサパラは当然、アウン・サン=アトリー協定を最大限に活用しながら早期完全独立を目指すことを有権者に訴え、

表 7-A 1947年憲法制定議会議員選挙 参加政党*

反ファシスト人民自由連盟 (パサパラ)
ビルマ共産党

* 政党名ビルマ語ローマ字表記については本文 III-(1) を見よ

表 7-B 1947年憲法制定議会議員選挙 ボイコット政党・団体*

赤旗共産党
ミョウチャック党
マハー・バマー結社
(新) タキン党
カレン民族同盟

* (新) タキン党を除く政党・団体名のビルマ語ローマ字表記については本文を見よ。なお、(新) タキン党のローマ字表記は戦前の党名と同じく Dòubàma Asiâyòun である。

アウン・サンをそのシンボルとして利用した。一方ビルマ共産党は、戦後タキン・タン・トゥン (Thàhkin Thàn Htwùn) を指導者として活動をすすめ、途中 46 年 2 月にタキン・ソウ (Thàhkin Sòu) 率いる一派が脱党し別組織「赤旗共産党」(Alan-ni Kwunmyuni' Pati)²⁶⁾ を結成したものの、党自体はピンマナーやタウングー一带の農村を中心にかなりの支持を誇っていた。党内部の路線問題と英国の共産党忌避の姿勢から 46 年 10 月にパサパラと袂を分かすが、全面対立にまでは至らず、とりわけアウン・サン個人に対しては消極的支持の姿勢をとるなど、その点では中途半端な立場にあった (これにはアウン・サンとタキン・タン・トゥンが義兄弟の関係にあったこと、および共産党が何としても国民に一番人気の

26) 「赤旗共産党」というのはあくまでも俗称で、正式には「共産党・ビルマ」(Kwun-myuni' Pati, Bàmapyi) である。タキン・ソウが分派を率いて脱党したあと最初に出したビラに「赤旗」(alan-ni) という言葉を自分の集団につけたため、この俗称ができあがった。なおソウに同情的な一部の新聞が、タキン・タン・トゥン率いる主流派共産党 (ビルマ共産党) を「白旗共産党」(Alan-hpyu Kwunmyuni' Pati) と呼んだが、これは蔑称であり、彼ら自身は決して用いなかった。

あるアウン・サンを自分たち共産党の陣営に取り込もうと企てていたことが影響していた)²⁷⁾。彼らはアウン・サン=アトリー協定に関しては「完全独立」の明確な文字とその「日程」を明示していないという理由から反対し、さらに土地解放などを声高に訴えた。

B 選挙ボイコットを行った団体・指導者とその特徴

47年総選挙の大きな特徴のひとつは、選挙をボイコットした政党が多数あったことである。36年総選挙時にはボイコット派はまったく存在しなかったが、この選挙では五つの団体がボイコットを訴えた。表7-Bはその一覧である。

まず赤旗共産党（非合法）であるが、同党はタキン・ソウの指導下で暴力革命を掲げ、支持基盤のあったデルタ地帯の一部農村では小作料不払い闘争を展開するなど、当時のビルマで最も不穏な動きを示した。アウン・サン=アトリー協定には全面的に反対し、アウン・サン個人に対しても46年11月以降きわめて敵対的な態度をとった。同党は一時期合法化されるが、47年1月21日にラングーンにある政庁の合同庁舎を数百人のデモ隊で包囲し威嚇する事件を起こしたため、行政参事会の合意のもと再び非合法団体にされた〔IOR M/4/2535〕。

ウー・ソオ率いるミョウチツ党、およびバ・モオ率いる旧貧民ウインタース結社の改名政党であるマハー・バマー結社（Maha Bama

Ahpwè)の両党は、アウン・サンを最も悩ませた旧世代のGCBA系ナショナルリスト達の集団である。とりわけウー・ソオは年下のアウン・サンをよく思わず、あらゆる手段を用いて反パサパラの行動をとろうと試みたため、最終的にアウン・サンのみならず総督をも悩ますことになった²⁸⁾。ウー・ソオもバ・モオも英国の対日協力者に対する寛容の姿勢と諸政治勢力に対する公平を装う姿勢に基づいて釈放・帰国を許された人物であるが、両名ともそのことを理解しておらず、英国が自分を反アウン・サンの立場からパサパラを弱体化させる行動をとらせるために帰国させたと思いきこんでいた節がある²⁹⁾。そのような思惑が英側の一部に見られたことは事実だが、彼らの帰国許可は少なくともビルマ省の公式理解では反アウン・サンを目的としたものではなかった³⁰⁾。よって英側自身、その後パサパラとウー・ソオらの対立に悩むことになる。ウー・ソオは46年9月に改編されたパサパラが過半数を占める第二次行政参事会にミョウチツ党代表として加わり、さらに47年1月のロンドン訪問団にも参加するが、常にアウン・サンと逆の態度をとり、アウン・サン=アトリー協定にも署名しなかった。こうしたなか、ウー・ソオもバ・モオも、英国が彼らふたりの勢力を切り捨てて旧タキン党系列のパサパラに権力委譲を決めたことに対し反発を強め、この47年4月の選挙においてはボイコットを訴えるに至ったのである。

タキン・バ・セイン（Thàkin Bà Sein）の

-
- 27) 共産党とパサパラの微妙な関係については、当時のビルマ省がまとめたビルマにおける共産主義の状況に関する極秘報告がインド省図書館 IOR M/4/2535 に含まれており、それを参照のこと。
- 28) 1946年4月末から5月上旬にかけてのドーマン・スミス総督からビルマ省宛ての公電に、この件での複雑で憔悴しきった総督の思いが記されてある。前後の脈略に欠けた公電を連日洪水のように送ったため、ついにアトリー首相は彼の更迭を決意するに至る。詳細はインド省図書館 IOR M/4/2602 を見よ。
- 29) たとえばウー・ソオは1946年1月の帰国後ただちにドーマン・スミス総督を訪ね、自分がビルマの将来に大きな役割を演じるべく運命づけられていることを自覚している旨、総督に語っている〔IOR M/5/101〕。またバ・モオは同年8月帰国途上の機内で英軍関係者に自分こそウー・ソオとアウン・サンの間立ち調停役として動かなければならないと「使命」を語っている〔IOR M/4/2600〕。
- 30) これについてはインド省図書館 IOR M/4/2597, M/5/101 および M/2600などを参照のこと。

率いる（新）タキン党とは、戦前のタキン党の中の少数派であるバ・セイン=トゥン・オウ派（Bà Sein = Hhtùn Ou' Gâin）が戦後に復活したものであり、古くからのタキン党员を抑えてビルマ政治の表舞台で活動する年下のアウン・サンに反発を抱いていた団体である。タキン・バ・セインも第二次行政参事会に入り、ロンドン訪問団に加わった人物であるが、アウン・サン=アトリー協定にはウー・ソオと共に署名を拒否してアウン・サンと英国側を悩ませた。理由としては、同協定が即時完全独立を明確に示していないことを指摘していた。

カレン民族同盟（Karen National Union）は、ボイコット派の中では唯一異質な理由を持っていたグループである。それはビルマ人と組んで連邦国家をつくることを拒絶するという、少数民族の強い自己主張であった。アウン・サンはパサパラを代表して47年2月にシャン連合州のパンロウン（ビルマ語発音ではピンロウン）に赴き、シャン、カチン、チンの3民族の代表（多くが土着の藩王たち）と協議して連邦制国家ビルマへの参加の同意を得たが（パンロウン協定: Panglong Agreement）、カレン民族側からはこの会議に4人のオブザーバーが出たに過ぎず、協定にも調印しなかった〔Smith 1991; 78-79〕。彼らがビルマ側に求めた「カレン州」は、ラングーンをも含むデルタ地帯にまで広がっており、それは事実上の別国家を要求していたといつてよい。このため、英国もカレン民族に同情的ではあったものの、彼らの要求に応じる態度はとらず、パサパラ同様、パンロウン協定を拡大解釈して諸民族が一致して連邦ビルマをつくることに合意したとみなすに至った〔Smith 1991; 83〕。カレン民族からは一部アウン・サンを支持する人々がパサパラに加わり無所属候補としてカレン人選挙区（全12）から立候補したものの、大勢を占めるカレン民族同盟の方はこの制憲議会選挙そのものに反対し、そのことを通じてパサパラと英国が作り上げよう

とする連邦国家ビルマを拒否した。もともと管区ビルマの中で高まった植民地ナショナリスト達の運動が、戦後になってパサパラを中心に分離地域と土侯州を性急に同じ「独立ビルマ」の枠組みに入れようとするなか、最初の少数民族側の離反現象が管区ビルマ内に住むカレン民族から生じたのは興味深い。

C 有権者に示された選択肢

1947年総選挙において有権者に示された選択肢は、「アウン・サン=アトリー協定を支持するか否か」、「アウン・サンを国家指導者として認めるか否か」に大きく分けることができる。このほか「思想・運動論・政治的背景の違い」からも一応分けることは可能である。表8はそれを簡潔に整理したものである。制憲議会選挙でありながら、新憲法を具体的にどのようなものにすべきかといった議論や選択肢の提示はほとんどなされなかった。

アウン・サン=アトリー協定の是非についてははっきりしていた。「支持」はパサパラだけで、他は「不支持」で一致していた。よって、有権者は同協定を支持する場合、パサパラしか投票すべき政党はなかった。

アウン・サンを国家指導者として支持するか否かについては少々複雑で、パサパラの方は無論「積極的支持」であったが、共産党もアウン・サン=アトリー協定に反対しながらアウン・サン個人に対しては「消極的支持」の姿勢をとった。よって反パサパラであってもアウン・サンは支持するという有権者には、共産党への投票という道があったことになる。他の政党はすべてアウン・サン「不支持」であり、国家指導者としてのアウン・サンを認めない姿勢を有していたことは先述したとおりである。

次に「思想・運動論・政治的背景」から分けてみると、社会主義もしくは社会主義的傾向を示していた政党としてパサパラが、また共産主義を訴えていた政党としてビルマ共産党と赤旗共産党がそれぞれあげられる。理由

表8 1947年憲法制定議会議員選挙 有権者に示された選択肢

アウン・サン=アトリー協定について	
支持 不支持	パサバラ ビルマ共産党 赤旗共産党 ミョウチッ党 マハー・バマー結社 (新) タキン党 カレン民族同盟
指導者アウン・サンについて	
支持 消極的支持 不支持	パサバラ ビルマ共産党 赤旗共産党 ミョウチッ党 マハー・バマー結社 (新) タキン党 カレン民族同盟
思想・運動論・政治的背景	
社会主義 共産主義 タキン嫌い カレン・ナショナリズム 選挙ボイコット	パサバラ ビルマ共産党 赤旗共産党 ミョウチッ党 マハー・バマー結社 カレン民族同盟 パサバラとビルマ共産党を 除くすべての政党

の如何を問わず反タキン（いわゆるタキン嫌い）の立場に立つ人にはミョウチッ党やマハー・バマー党が、カレン・ナショナリズムに立つ人々にはカレン民族同盟がそれぞれ存在した。

ただ、このように選択肢を整理することはできても、結局パサバラと共産党以外は運動論として選挙ボイコット戦術をとったため、実際上は、「アウン・サン=アトリー協定を支持し、アウン=サンを国家指導者として認める」パサバラか、それとも「アウン・サン=アトリー協定には反対だが、アウン・サンを国家指導者としては認める」共産党かの二大選択肢しか存在しなかった。そしてこの状況はさらに悪化し、本章の(4)・(5)で触れる

ように、共産党の候補者が非常に少なかったこと、また実際の選挙が近づくに従ってパサバラによる無所属候補者に対する様々な圧力がかけられたため立候補取り下げ者が大量に現れ、無投票区が半分近くを占めるようになってしまったことなどから、最終的に投票権を行使したくてもできない有権者を数多く生み出してしまうことになった。

D 各派運動の実態と投票当日の様子

36年総選挙とは異なって、47年総選挙は立候補者審査5日間・選挙運動期間14日間（3月26日から4月8日まで）と短かったため、どの候補者も十分な選挙運動は行えなかった〔IOR M/4/2605〕。また、36年総選挙時のような選挙ピラもほとんど使用されなかったようで、どのような運動が具体的に展開されていたかの証明は難しい。ただ、ボイコット派による選挙粉砕闘争がタキン・ソウの赤旗共産党を中心にデルタ地帯のバセインや上ビルマのパコウックー県で起きたことが本国ビルマ省宛ての総督報告の中に記されている〔ibid.〕。パコウックーはデルタ地帯と共に赤旗共産党の根拠地であり、この選挙粉砕暴動のために15人が警察隊によって射殺されている〔ibid.〕。

また当時の New Times of Burma 紙47年3月22日付の新聞記事〔ibid. 所収〕によると、タキン・タン・トゥン率いる共産党はパサバラと代表者を出し合って3月中旬に話し合いの場を持ち、選挙運動で不必要な対峙を起こしてボイコット派（なかでも特にウー・ソオやバ・モオラのグループ）に利するようなことが起きないように紳士協定を結んでいる。それによると、①共産党はパサバラが圧倒的に強い選挙区であえて候補者を出すようなことはしない、②選挙区によっては1議席ずつ分け合うよう候補者数を抑制する、③それが不可能な場合は選挙運動においてお互いを非難したりすることを避ける、となっている〔ibid.〕。この紳士協定を守った共産党は、タ

ウンゲーやピンマナー、ヤメーションなど自己の勢力が強かった地域を中心にわずか14の選挙区で22名の候補者をたてるにとどまり、それも党首のタキン・タン・トゥンやその他政治局の大物は立候補しないという、まことに儀礼的な選挙参加に徹した。

このほか、各地でパサパラが圧力をかけて無所属候補者の立候補取り下げをさせていることを報じる新聞記事がインド省図書館に残されている〔*ibid.*〕。英側はあえてこれを非難したりやめさせたりしていない。無所属候補の立候補取り下げによって無投票区が全選挙区の約半数発生し、それによってパサパラ候補者計90人が無投票で当選を決めている（詳細は次節）。この背景には、誰もが否定できないアウン・サンの国民的人気があったと考えられる。彼の人気やカリスマ性の獲得過程については別に議論をおこなわなければならないが、事実としての彼の人気にはさまざまなものがあつたといつてよい。そのうえ英国もアウン・サンを中心とする勢力への権力委譲を決めていたので、少数派の反アウン・サンの立場に立つ政党や無所属候補はカレン民族同盟を除いてこの選挙において当選者を出せる見込みはなく、そのために現実問題として立候補を取り下げるか、はじめからボイコットを訴えるしか手段がなかったとも解釈できる。もっとも、無所属候補の場合、パサパラから公認を取れなかったため強行出馬を企てた者もいたと思われるので、そのような候補者を「反アウン・サン」の範疇に含むことは誤りであろう。

ところで、4月9日の投票当日の様子はどうだったのであろうか。ビルマの正月にあたる水祭の直前であるこの日は、選挙担当コミッショナーのフラ・シェインの報告によれば深刻な選挙妨害もなく比較的平穏に終わったようである。逆に投票者があふれかえって投票日を1-2日延長した選挙区が11あったほどである。しかし小さな混乱は発生している。例えばラングーンでは配給台帳に基づいて有

権者名簿を作成していたのだが、もともとコンデンス・ミルクの配給を余分に欲しいために成人が「幼児」と偽って登録していたり、婦人ものの生地を多く入手したいために男が「女」と偽って登録をしていた事例が少なくない数あつたため、投票当日、「幼児」であるはずの老人が自分に投票権がないのは不当だと訴えに来たり、「女性」の名前を持った男性が投票所に来て選挙立会人に投票を禁じられるといった笑うに笑えない事件が起きている。また、戦後の混乱の中でラングーンに一時的に流入してきた人々の住所確定に手間取つたために、彼らの一部は有権者名簿に含まれず、不満を呼ぶという事態も生じた〔IOR M/4/2605 Hla Shein 選挙報告 1947〕。

(4) 選挙の量的側面

つづいて選挙の量的側面の分析に入りたい。普通選挙制の導入をはじめとする制度上の大変革を施されたこの選挙では、表9に示す如く、総定数も1936年選挙時の132から255に大幅に増え、選挙区の大枠もずっと単純になった。

本章(2)で記したように、ヨーロッパ系選挙区とインド人選挙区およびすべての職能代表区は廃止となり、管区ビルマの大半を一般選挙区91(定数182)、カレン人選挙区12(同24)、ユーラシアン選挙区1(同4)にだけ分けて選挙が実施された。このほかに、総督の直接任命によって辺境地区(Frontier Areas)のシャン連合州、カチン・ヒル、ナガー・ヒル、チン・ヒル、ならびにカレンニー土侯州より計45名が議員として制憲議会に入ることになったが、これらについては選挙分析と直接関係しないので本稿の議論からは省くことにする。

1 選挙区の定数はユーラシアン選挙区を除いて一律2名となり、投票方法も、投票札を色別に分けられた候補者別の箱に投じるやり方こそ踏襲されたものの、ひとり2票投じる方法に変えられ、万が一投票者が2票同一候

表9 1947年憲法制定議会議員選挙 選挙区の大枠と定数

選挙区大枠	定数	選挙区数	定数の議会に占める比率
一般選挙区	182	91	71.37%
カレン人選挙区	24	12	9.41%
ユーラシアン選挙区	4	1	1.57%
辺境地区代表	45	総督による任命	17.65%
総定数	255	104	100.00%

出典：IOR M/4/2605 より算出してまとめる

補者へ投じた場合それを「無効」にできるよう2本の投票札に同一番号を打つという相当に面倒な準備がなされた〔IOR M/4/2605 New Times of Burma 5 Feb. 1947〕。

表10は一般選挙区全91における投票総数、投票率、無投票区の数および無投票当選者数を示している。投票総数は274万9769票以上で、「以上」がつくのはアキャブ県北・中央・南・およびアキャブ市各選挙区について公式資料〔IOR M/4/2605 所収〕に投票総数の記載がないためである。ひとり2票制なので、投票総数は投票者総数のほぼ2倍になっていると考えてよい。そうすると実際の投票者総数は投票総数の半分の約137万5千人と推測され、この数字はひとり1票制だった1936年総選挙時の123万5297票とあまり変わらないことになる（約14万人増）。普通選挙であったにもかかわらず、また投票率も47%近くを記録したにもかかわらず、成人3.7人にひとりしか投票しなかった制限選挙下の1936年の総選挙時と投票者総数がさほど変わらないという事実は、それだけ無投票区が多く、投票の権利を行使できなかった人々が数多く存在したことを証明している。

実際、無投票区は45選挙区にのぼり、無投

票当選者は全体の49%を占める90人もいた。当局は1931年センサスからの概算で47年段階の管区ビルマに住む21歳以上の男女人口を推計700万人と見積もっていたので（先述）、そこからカレン人選挙区やユーラシアン選挙区の有権者を差し引いたとしても、600万人以上の有権者が一般選挙区内にいたものと考えられる。投票が行われた全46選挙区の投票率46.7%から逆算すると、投票実施区では当日有権者が290万人ほどいたことになるので、推定される全有権者総数約600万からこの数を引くと、無投票区の有権者数約310万という数がでてくる。むろん不正確な数に基づいていくら試算してもそれほど学術的意味はないのだが、それでもこの約310万という数字は一般選挙区の有権者総数の推定概数の過半数であるだけに印象としては非常に大きい。無投票区の続出のためにこれだけの有権者が選挙権を行使する機会を逸していたのである。

一方、この選挙においても選挙区間の人口格差は歴然と存在した。選挙区別の有権者数の記録が見あたらないため正確な指摘は不可能だが、全選挙区定数各2のなか、投票が行われた選挙区だけに限定して投票率から逆算する方法で有権者数を算出しそれを定数の2

表10 1947年憲法制定議会議員選挙 投票総数・投票率・無投票区数等（一般選挙区のみ）

選挙区	投票総数	投票率*	無投票区	無投票当選者数
一般選挙区	2,749,769以上	46.7%	45選挙区	90人

* 候補者別得票数その他の記録のないアキャブ3選挙区を除いた平均投票率

出典：IOR M/4/2605 より算出してまとめる

で割ってみると、最も1票が「重い」選挙区はモールメイン市選挙区（推定有権者数約1万200人）となり、最も「軽い」選挙区はヤマーティン県中央選挙区（同約15万1000人）で、両者の格差は14.8倍にもなった。これは36年総選挙時の最大格差12.4倍よりさらに悪化したことを物語っている。逆に都市部と農村部の「1票の重さ」の格差は、都市部全14選挙区の推定1選挙区平均有権者数が約2万8000人、県部全77選挙区の方は同約7万2300人のため、その格差2.6倍となり、これは36年総選挙時の4.8倍より相当改善されたといえる。ただ、県部選挙区内の「1票の重さ」の格差はバ・モオ県選挙区（推定有権者数約2万8600人）と前出のヤマーティン県中央選挙区との間の5.3倍で、これは36年選挙時の3.2倍と比較して悪化している。もっともこうした改善や悪化は偶然の産物にほかならない。「1票の重さ」の格差を少しでも減らす努力がこの選挙でなされたという記録はまったく見あたらないからである。

このほか、無投票区の都市部と農村部の差を比較してみると、都市部選挙区では全14選挙区のうち6選挙区（43%）で、一方県部選挙区では全77選挙区のうち39選挙区（51%）でそれぞれ無投票となり、農村地帯の方により多く無投票区が存在したことが指摘できる。

なお、投票率の都市部と農村部の差については36年総選挙時と同じくそれほどの差は見られず、都市部選挙区平均で42.2%、県部選挙区平均で47.1%であった。また興味深い点として、共産党が候補を出さずパサバラのほかには無所属候補しかいなかった無風選挙区全32区でも、そのうちの46.9%にあたる15選挙区では投票率が全選挙区平均を上回っていることを指摘したい。これは人々がたとえ勝敗が決していても投票所に足を運ぶことに政治的満足感を覚えたことを意味してはいないだろうか。

(5) 選挙結果

一般選挙区の選挙結果は表11に示したとおりである。パサバラが182名の立候補者のうち176名を当選させて圧勝（うち無投票当選者90名）、共産党の方は22名の立候補者のうち、タウングー県南、およびピンマナーが含まれるヤマーティン県中央ならびに同南の3選挙区でそれぞれ2名ずつ計6名の当選者を出したにとどまった〔以下すべて IOR M/4/2605 所収の選挙結果リストに基づく〕。同党は他にヤマーティン県北選挙区で票を伸ばし善戦したが、他の10選挙区では大差でパサバラに敗れている。パサバラの無投票工作にもめげず無所属で出馬した候補者74人も全員落選し、彼らがパサバラ候補者を脅かした選挙区は皆無だった。結局、選挙らしい選挙になったのは共産党が当選もしくは善戦した4選挙区だけで、あとはすべて基本的に無風選挙区だったと断言してよい。最終公示前に立候補を取り下げた候補者の数は、都市部全14選挙区中9選挙区17人、県部全77選挙区中43選挙区102人にもものぼり、36年総選挙時と比べ都市部で3選挙区11人、県部で31選挙区83人も増加している。パサバラによる事前の立候補取り下げ工作がいかに徹底していたかを示しているといえよう。

一方、気になる36年総選挙時の当選者・落選者との連続性であるが、これについてはほとんど途切れていると判断してよい。都市部選挙区では前職の立候補がわずかに1名（当選）、前回落選者の立候補も1名（当選）にすぎなかった。県部選挙区では前職立候補者数が11名、うち当選者は5名、前回落選者の立

表11 1947年憲法制定議会議員選挙 一般選挙区選挙結果

政 党	立候補者数	当選者数	うち無投票当選
パサバラ	182	176	90
ビルマ共産党	22	6	0
無所属	74	0	0

出典：IOR M/4/2605 より算出してまとめる

候補は9名、うち当選者は6名であった。すべてを合計しても、前職の立候補は91人中12名にすぎず、うち当選者は6名、前回落選者の立候補は10名で当選者数は7名、36年総選挙と関係を持つ人間の当選は結局のところ13名(ビルマ人選挙区全当選者の7.1%)にとどまった。この13名は全員パサパラからの出馬であるが、36年時の所属の内訳は無所属だった者が7名、貧民ウンターヌ結社および五派連合だった者各2名、コウミン・コウチン結社およびフライン・ミャッ・ポオ結社だった者それぞれ1名であった。

議会のメンバーは大きく変わり、戦前のGCBA系のナショナリストはその大半が引退を余儀なくされたと言ってよい。これは日本占領期をはさんだ植民地ナショナリスト達の劇的な世代交代を象徴している。

IV 比較とまとめ

(1) 植民地ナショナリストが目指したもの

以上、1936年と47年という、政治的に大きく状況の異なる時期に行われたふたつの総選挙をそれぞれ分析してきた。最後に、この一見大きく異なる特徴を有した両選挙を、植民地ナショナリストの側と彼らを選ぶ側にあった民衆の側からそれぞれとらえ直してみる形で、比較とまとめをおこなうことにしたい。

はじめに植民地ナショナリストの側から見た場合であるが、ビルマ統治法の施行に先立って実施された1936年の下院総選挙においては、それまでの4回の立法参事会選挙と違って議会への参加の意志は全員一致しており、よって彼らの中に選挙ボイコットを訴えるグループが存在しなかったことを第一の特徴として指摘することができる。しかし第二の特徴として、選挙ボイコット派が存在しなかったからと言って、新しく導入されるビルマ統治法体制が多く植民地ナショナリスト達によって支持されていたということではけっしてなかったことに注目する必要がある。事実

はどちらかと言うと逆で、「消極的支持」と「消極的不支持」が中心を占め、タキン党のメンバーを核とする若い世代のナショナリストの間では「不支持・大臣職就任拒否」の声が強かったことに注意すべきだろう。

この「大臣職就任拒否」をめぐる賛否は、この選挙を植民地ナショナリストの側から見た場合の特質をよくあらわしている。というのは新体制下では責任内閣制が導入され植民地ナショナリスト達がそれまでほとんど介入できなかった多くの行政分野へ大臣として様々な権限を行使できるようになったため、GCBA系のナショナリスト達は新体制に対して慎重や反対の姿勢を示そうが、とにかく当選して大臣職に就き、自治領獲得への運動を進め、将来の自己の政治的地位を確保することに意義を見だしていたからである。これに対し、若い世代のナショナリストは逆に当選しても議員全員が大臣職を拒否することによって内閣の成立を阻止し、議会の内部から新統治法体制を崩壊させて英国と対峙するという全面対決型の主張を展開した。この差異は重要である。

一方、この選挙における彼ら植民地ナショナリストの有権者への働きかけ方を見てみると、そこには仏教の文脈やサンガの権威、民族的英雄や旧王朝の関係者の活用といった点が非常に目立つ。おそらくそこには有権者の大半を占める農村部の住民に対する都市部エリートの偏見が反映していたものと思われる。いわばこのような選挙運動をすること自体に植民地ナショナリスト達の農民観が象徴されていたと言えよう。こうした運動を基本とするなかで、政党によってはバ・モオの貧民ウンターヌ結社のように社会主義的政策を提示したり、タキン達のように「大臣職就任拒否」を訴えたわけである。

次に1947年の制憲議会選挙であるが、日本占領期を経て政治状況が大きく変動したなか、英国がアウン・サンをリーダーとする反ファシスト人民自由連盟(パサパラ)に権力を委

譲する決意をしたあとで実施された選挙であったことから、制憲議会選挙といいながら「どのような憲法をつくるべきか」という議論は一切なされず、アウン・サン＝アトリー協定の是非と国家指導者としてのアウン・サンへの承認が選挙の最大テーマとなった。植民地ナショナリスト達の内部では急激な世代交代が生じ、戦前のタキン達（バ・セイン派を除く）の世代が台頭、彼らはバサバラへ結集して選挙での圧勝をねらった。また英国もそれを強く望んだ。アウン・サンとバサバラの人気に対抗できる人物や政党はなく、他政党がアウン・サンを批判しても選挙に勝てる見込みはほとんどなかった。したがってタキン達以外の植民地ナショナリストの間では、「勝馬」に乗ってバサバラに結集するか、選挙そのものをボイコットするしか選択の余地はなかった。

バサバラによる無所属候補者に対する立候補取り下げ工作が広範囲に行われ、一方で共産党の選挙参加がほとんど儀礼的なものと化し、他政党によるボイコット戦術もまったく奏功しないなか、1947年総選挙の本質はアウン・サンのカリスマ性承認の場となっていた。結局この選挙において植民地ナショナリストが目指したものは、アウン・サンの下について彼の指導による新ビルマ創設に関わってゆくか、それともそれを拒否して事実上政治の表舞台から引退するか、もしくは非合法をも辞さない完全な反体制勢力となるか、のいずれかであった。

選挙では当然のごとくバサバラが圧勝し、しかも当選議員の半数以上が無投票当選という結果であった。36年総選挙時に大量当選した GCBA 系ナショナリストの大半はこの選挙で立候補すらせず、ビルマ政治の表舞台から引退し、それに代わって当時少数派だった若い世代のタキン党出身者がバサバラのメンバーとして植民地ナショナリストの主流に入れ替わった。

(2) 民衆から見た両総選挙

次に民衆の側から見た両総選挙はどう特徴づけることができるだろうか。1936年総選挙においては植民地ナショナリストによって有権者に与えられた選択肢は比較的多様であったといえる（少なくともその後の47年総選挙と比べて）。ただ制限選挙であったため有権者名簿へ搭載される人数が少なく、推定絶対投票率も27%と低く、投票を通じて自ら選択肢を選ぶという権利にありつけた人は建前上も実際上もそう多くなかった。また農村部における「一票の重さ」が都市部の約5分の1、農村部内だけを見ても選挙区間の人口格差は最大3.2倍にもなった。小選挙区制が必然的にもたらす死票の多さと共に、それらは選択肢の相対的豊かさと選択する側の権利の公平さの間に大きなギャップを生じさせた。

こうしたなか、民衆が選んだのはほとんどが GCBA 系のナショナリスト達であり、「大臣職就任拒否」を通じてビルマ統治法体制を内部から崩壊させるべきと訴えたタキン党系ナショナリストの声は大勢としては受け入れられなかった。仏教の文脈やサンガの権威がほとんどの候補者達によって活用されたため、とりわけ農村部においては選択肢の差が明確には認識されなかった可能性もある。

他方、47年総選挙においては「1票の重さ」の格差の面においてこそ36年総選挙時と同じ問題を有したものの、男女21歳以上の普通選挙が実現したため民衆は一応平等に有権者として選挙権を行使できる建前となった。しかし、選挙自体がアウン・サンのカリスマ性承認の場と化したことにより選択肢が狭められ、さらに無投票区が一般選挙区の49%を占めたことから、推定310万人の有権者が選挙権を行使したくてもできないという状況下に置かれた。もっとも、この無投票区続出の原因となったバサバラによる無所属候補の立候補取り下げ工作や共産党の選挙参加の儀礼化は、農村部においてすでにアウン・サンを支持する雰囲気がいわゆる強かったからこそ容易に

生じ得た現象と推測される。よってこれは民衆の無言の同意に基づいた「無風選挙化」と言えなくもないのだが、たとえ住民の意志がほぼ確定的であったとしても、そのことと、投票が行われなくてもよいということとは本質的には関係のないことである。ビルマ独立にあたっての第一歩がこのような「なし崩しの無風選挙」に終わったことは、ある種の政治的欲求不満現象を、とりわけ無投票区の民衆にもたらしたのではないかと考えられる。というのは、パサパラの候補が圧倒的に強く対立陣営に無所属候補しかいないといった、あらかじめ勝敗が決していたような選挙区でも、投票率が全選挙区平均より高かった区が多く（条件に該当する一般選挙区全32区のうち15選挙区、46.9%）、人々は投票すること自体に意義を認め、またある種の喜びを感じていたのではないかと推察されるからである。逆に無投票区では投票所に足を運ぶことができなかつたために人々はそうした意義や喜び

を感じ取ることは一切できなかつたわけで、内心に不満を覚えた人間が多くいたと考えてもけつして誤りではなからう。ビルマ独立後に生じた全土の内乱を視野にいれるとき、この1947年総選挙の行われ方がもたらした民衆の選挙参加の事実上の抑制と儀礼化という問題は軽視できない。

いずれにせよ、両総選挙においてビルマの民衆が植民地ナショナルリストに対し公平な権利に基づいて自らの意志や意向を有効に表現することができなかつたことだけは確かである。逆に、民衆は常に植民地ナショナルリスト（および47年総選挙の場合は宗主国）の側から彼らの「意志」や「都合」を選挙を通じて押しつけられてきたと言っても過言ではない。こうした特徴は新興独立諸国の独立過程によく見られる現象かもしれないが、ビルマの場合とりわけこの点に独立後の政治的病理の一因を見いだすことは可能であろう。

参 考 文 献

1 ビルマ国防省歴史研究院 (Defence Services Historical Research Institute, Yangon) 所蔵資料 〈すべてビルマ語〉

DR 373 (ラングーン大学学生連盟主催選挙討論会)	1936
DR2548 (タキン・ミャ候補による両親宛て選挙状況報告)	1936
DR4681 (1936年総選挙において配布された選挙ビラ・その他の文書)	1936

2 英国インド省図書館 (India Office Library and Records, London) 所蔵資料

IOR M/3/730 (Constitutional Reforms in Burma)	1939-40
IOR M/4/1398 (Civil Services; Burmanisation in BCS and BP)	1937-46
IOR M/4/2535 (Communism in Burma)	1946-47
IOR M/4/2597 (Repatriation of Burmese Collaborators 2)	1945
IOR M/4/2600 (Treatment of Collaborators with Japan — Dr. Ba Maw)	1946
IOR M/4/2602 (Political Parties in Burma — AFPFL)	1945-46
IOR M/4/2604 (Franchise — Burma Legislature Act)	1946
IOR M/4/2605 (Elections — Electoral Rules, Electoral Roles, Timetable)	1947
IOR M/5/101 (Return of U Saw to Burma after his detention)	1946

3 ビルマ語資料 (1で示した以外のもの)

Bà Hkain, Û 1937. *Myanmaþyi Nainnganyêi Yazáwin*, Yangon.
Dídou' Mágazin 1936, November 21 and 28. *Dídou' Mágazindai'*, Yangon.

Dòubàma Asiâyôun Thàmâin Pyùsùyèi Ahpwè 1976. *Dòubàma Asiâyôun Thàmâin* vol. 1 and vol. 2, Yangon.
 Han Tin, Sàgâin (ed.) n.d. *Myanma Nainngando Hma'tân* vol. 6, unpublished.
 Kòumîn-kòuhkyîn Ahpwè 1936. *Kòumîn-kòuhkyîn Tidaunhmù Sasù àhma' ti'*, Yangon.
Thuriyà Dhàdînza 1936, September 24. *Thuriyà Dhàdîndai'*, Yangon.

4 英文資料（2で示した以外のもの）

Anti-Fascist Peoples' Freedom League 1945. *From Fascist Bondage to New Democracy — The New Burma in the New World*, Rangoon.
 Aun Hsân (AUNG SAN) 1946. *Burma's Challenge*, Rangoon.
 Bečka, Jan 1983. *The National Liberation Movement in Burma during the Japanese Occupation Period (1941-45)*, Prague.
 Braibanti, Ralph (ed.) 1966. *Asian Bureaucratic Systems — Emergent from the British Imperial Tradition*, Durham (North Carolina).
 Cady, John F. 1958. *A History of Modern Burma*, New York.
Census of India 1931 Vol. XI part II, Government Printing and Stationary, Rangoon.
 Christian, John. L. 1945. *Burma and the Japanese Invader*, Bombay.
 Donnison, F.S.V. 1970. *Burma*, London.
 Guyot, Dorothy H. 1966. "The Political Impact of the Japanese Occupation of Burma" (Ph.D. Thesis), Yale University.
 Singh, Ganga 1940. *Burma Parliamentary Companion*, Rangoon.
 Smith, Martin 1991. *Burma — Insurgency and the Politics of Ethnicity*, London.
 Taylor, Robert H. 1987. *The State in Burma*, London.
 Tinker, Hugh (ed.) 1984. *Burma — The Struggle for Independence 1944-1948 Volume II (From General Strike to Independence, 31 August 1946 to 4 January 1948)*, London.

5 和文資料

伊東利勝 1991. 「ミャンマーの“近代的”ナショナリズムに於ける問題点—バンダカ・ヤテの“反乱”を素材として」『東南アジアのナショナリズムにおける都市と農村』（AA研東南アジア研究 第2巻）pp. 1-48. 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
 根本 敬 1990. 「1930年代ビルマ・ナショナリズムにおける社会主義受容の特質—タキン党の思想形成を中心に」『東南アジア研究』27巻4号 pp. 427-447. 京都大学東南アジア研究センター
 根本 敬 1991a. 「ビルマ抗日闘争の史的考察」『東南アジアのナショナリズムにおける都市と農村』（AA研東南アジア研究 第2巻）pp. 151-207. 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
 根本 敬 1991b. 「“ビルマ”か“ミャンマー”か」『東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・通信』73号, pp. 22-25.
 根本 敬 1992. 「戦前のビルマ首相ウー・ソオと日本の暗号」『東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・通信』74号, pp. 1-4.
 根本 敬 1993. 「ビルマの民族運動と日本」『岩波講座・近代日本と植民地 第6巻—抵抗と屈従』岩波書店, pp. 91-120.